

## ヴォーリズ記念館・ハイド記念館・教育会館保存活用推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は、ヴォーリズ記念館・ハイド記念館・教育会館保存活用推進協議会(以下「本協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局を、学校法人ヴォーリズ学園内に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、ヴォーリズが残した歴史ある建築物を保存し、より多くの市民が活用できる仕組みづくりにより、地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. ヴォーリズ記念館・ハイド記念館・教育会館の保存に関する事業
2. ヴォーリズ記念館・ハイド記念館・教育会館の活用に関する事業
3. その他本協議会が必要と認める事業

(会員)

第5条 本協議会は、会の目的に賛同して、活動を共に行う団体及び個人をもって組織する。

(役員職務)

第6条 本協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 事務局次長 1名
  - (5) 監事 1名
- 2 前項の役員は、第4条の会員の中から総会において選任する。

(役員任務)

第7条 会長は、本協議会を代表し会を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会務を代行する。
- 3 事務局長は本協議会の事務を統括する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、職務を代行する。
- 5 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

第8条 本協議会に必要な応じ委員会を置く。

- 2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

4 委員長は、会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

第9条 役員及び委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本協議会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は役員会の承認を受け、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は重要事項について会長の諮問に応じる。

(会議)

第11条 本協議会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。

2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。

3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。

4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。

5 議事は、出席会員の過半数の賛成によって決するものとし、可否同数のときは、総会及び役員会においては会長、委員会においては委員長が決するものとする。

6 会議の議事については、議事録を作成する。

(経費)

第12条 本協議会の経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第14条 本協議会の会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

附則

1. この会則は、2021年6月3日より施行する。